

船舶インシデント調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年4月23日 14時36分ごろ
発生場所	長崎県松浦市鷹島南方沖 津崎鼻灯台から真方位105° 2.4海里付近 （概位 北緯33° 23.2′ 東経129° 43.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート金鳳丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月28日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 金鳳丸、5トン未満（長さ9.60m） 290-48815佐賀、個人所有 ディーゼル機関、船内機、出力84.60kW、回転数毎分 2,700、昭和55年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、釣り場を移動中、主機がオーバーヒートして停止し、運航不能となった。 本船は、船長が海上保安署に通報して救助を求め、来援した巡視艇により伊万里湾内の船溜まりにえい航された。 船長は、本インシデント後、主機の点検を行ったところ、‘冷却海水ポンプのゴム製インペラ’（以下「本件インペラ」という。）に破損を認め、冷却水量が不足して主機がオーバーヒートしたと判断した。 船長は、小型船舶操縦免許証を令和2年9月に取得後、本船を中古で購入して週一回のペースで釣りをするために使用していたが、本インシデント発生時まで、本件インペラの点検を行ったことがなかった。また、取得前の本船の点検状況を把握していなかった。
分析	本船は、令和2年9月の取得後、本インシデント発生時まで、主機冷却海水ポンプの開放点検が、また、出港前に冷却海水の排水量が確認されていない状況で釣り場を移動中、主機の本件インペラが破損して冷却水量が不足したことから、主機がオーバーヒートして運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、令和2年9月の取得後、本インシデン

	<p>ト発生時まで、主機冷却海水ポンプの開放点検が、また、出港前に冷却海水の排水量が確認されていない状況で釣り場を移動中、主機の本体インペラが破損して冷却水量が不足したため、主機がオーバーヒートして運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、冷却海水ポンプのインペラを定期的に点検し、必要に応じて交換すること。・ 船長は、出港前に冷却海水の排水量を確認すること。